

Ⅲ. 保育課、幼保連携推進室 関係

1. 社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～ (平成20年7月29日)【保育関係部分】について

(1) 新待機児童ゼロ作戦（Ⅰ）～認定こども園の抜本的改革

本年3月に行われた認定こども園に関する実態調査において、保護者の8割、施設の9割が「認定こども園」を評価しているという結果が出ている一方で、取り組むべき課題として、

- ① 二重行政による事務的負担
 - ② 自治体に対する財政的支援の不足
- が挙げられている。

また、制度導入時の調査によると、認定こども園の申請見込み数は2,000件程度となっていたが、認定こども園の認定数については、昨年4月時点での94件に比べ100件以上増えたものの、それでも平成20年4月現在で229件にとどまっている。

これらの結果を踏まえ、集中重点期間（平成20年～22年度）に大幅に「認定こども園」の整備を促進するため、「こども交付金」を創設し、認定こども園の飛躍的な拡大を目指した緊急整備や、幼稚園と保育所の両方の認可を有する幼保連携型への移行促進など、国・地方による総合的な財政支援を行っていくこととする。

特に財政支援については、現在、国庫補助の対象とならない、幼稚園型の保育部分、保育所型の教育関係部分の運営費について、今回の「こども交付金」の対象として概算要求するよう、少子化担当大臣から指示があったところであり、現在これについて検討中である。

あわせて、国・地方自治体において、窓口や予算執行等の「一本化」を図り、二重行政を解消するほか、認定こども園制度に係る改善を行っていくこととする。

また、これらの措置とは別に、「認定こども園」制度の見直しについては平成20年度中に結論を得ることとしており、このための新たな検討の場を設ける予定である。

なお、この5つの安心プランとあわせて、文部科学省と厚生労働省の両省の局長級の検討会での検討結果として、「認定こども園の普及促進について」を取りまとめたので、管内市区町村への周知をお願いする（資料2参照）。

さらに、認定こども園制度に係るQ&Aを更新し、7月下旬に通知したところであり、これについても管内市区町村に対して周知をお願いする（資料3参照）。

(2) 新待機児童ゼロ作戦（Ⅱ）～保育サービス等の拡充

保育所の待機児童数は平成19年4月現在で約1万8,000人に達している。

このため、現在顕在化している待機児童数をゼロにすることを目指し、集中重点期間（平成20～22年度）において、重点的・緊急的な支援を行う。

〈平成20～22年度までの目標〉

※ 3歳未満児の保育サービス利用率：20%→26%（10年間で38%）

今回、特に、保育所待機児童が多い地区（首都圏・近畿圏・沖縄等）を中心とした重点的・緊急的支援を行うこととしており、具体的には、

- ① 従来からの保育所の定員増を引き続き推進
 - ② 保育所の緊急整備の促進
 - ③ 分園の緊急整備
 - ④ 家庭的保育（保育ママ）の飛躍的拡充
 - ⑤ 認定こども園の設置促進
 - ⑥ 沖縄の特別対策
- などを行う。

また、延長保育、病児・病後児保育、事業所内保育施設、休日・夜間保育など、多様な保育サービスの充実を図っていく。

(3) 兄弟姉妹のいる家庭等への支援

兄弟姉妹のいる家庭等への支援として、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減の検討や同じ保育所への優先入所を進めるために自治体における好事例を取りまとめ、全国の自治体に周知することなどを検討している。

これら5つの安心プランの中身については、来年度予算要求などの中で具体化を図っていくこととなるが、これら個々の施策の詳細が明らかになり次第、情報提供等を行う予定である。